

# 生徒心得

## 1. 服装

- (1) 服装規定に定めるものを正しく着用する。
- (2) 服装は清潔と簡素を旨とし、流行を追う等のことなく、常に端正にする。

## 2. 言語・態度

- (1) 言語・態度は端正にし、言動に対してはすべてに責任を持つ。
- (2) 人には敬意を持って接し、親しい友人や同先輩においても礼節を失わないこと。
- (3) 独断に走ることなく、何事にも話し合いによって解決し、暴力に訴えてはならない。

## 3. 所持品

- (1) すべての所持品には記名し、学校生活に必要なもの及び必要以上の金銭は所持しない。
- (2) 所持品は丁寧に取り扱い、学校に放置しない。
- (3) 金銭・物品の貸借は、みだりにしない。

## 4. 校内生活

- (1) 生徒は学校で定めた下記の時刻までに登校、下校すること。但し、部活動、その他の用件で居残る場合は、顧問、又は担任の許可を受けること。

登校……………午前8時40分

下校……………午後5時00分

- (2) 授業及び自習時間は熱心に学習し、自席を離れたり、他の者の学習を妨げる等の行為をしてはならない。
- (3) 登校後は許可なく校外に出ることを禁止する。私用のためやむなく外出する場合は担任に届け出て、許可証の交付を受けなければならない。
- (4) 校舎内では整頓と清潔に留意し、環境の美化に努力しなければならない。
- (5) 外来者に対しては、礼儀と親切を持って接する。
- (6) 校舎・校具等の公共物は常に大切に扱い、落書きなどの行為をしない。
- (7) スマートフォンを持ってくる場合は、保護者等より事前に担任に許可届を提出し、規定に従うこと。

## 5. 通学及び校外生活

- (1) 校外においては各自学校を代表する気持ちを失わないで誇りをもって自覚ある行動をする。
- (2) 交通道德を厳守し、礼儀を失わないよう留意する。
- (3) 交通違反をおこした生徒、交通事故に関連した生徒は学級担任に届けなければならない。
- (4) 高校生としてふさわしくない場所への出入りはしない。
- (5) 旅行等は保護者等の許可を得ること。責任者の同伴なき場合はこれを禁止する。
- (6) 外出・外泊の際は必ず行き先・目的・帰宅時間を保護者等に告げ許可を得て外出する。  
23時以降の外出は補導の対象となる。
- (7) 校外の団体が主催する行事に参加する場合は事前に届け出る。

- (8) アルバイトは原則として禁止する。やむを得ずアルバイトを行う場合は、保護者等より事前に届け出ること。
- (9) 自転車で通学したい者は、許可を得ること。
- (10) 通常通学路を校長に届け出ること。

## 6. その他

- (1) 暴力行為は絶対にしないこと。
- (2) 飲酒喫煙は絶対にしないこと。
- (3) 交遊関係は健全で明るく節度を持って行動すること。
- (4) 恐喝・暴力などの被害を受けたときは学校に連絡すること。

※上記以外の諸願届，規定については入学後に指示します。